

国不建第472号
令和4年12月28日

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、入札契約担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(入札契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

「施工体制台帳の作成等について」の改正について

建設業法(昭和24年法律第100号)及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)において、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上の場合には、建設工事の適切な施工を確保するため、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用のある公共工事においては、同法第15条第1項の規定により、下請契約を締結した場合には下請代金の額にかかわらず施工体制台帳の作成が義務付けられているところですが、先般、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)により、当該公共工事以外の建設工事において施工体制台帳の作成を義務付ける下請代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)に引き上げられるなど、所要の改正が行われ、令和5年1月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、今般、「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日付建設省経建発第147号)について、別紙のとおり所要の改正を行い、令和5年1月1日から適用することとし、各地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業主管部局長あてに通知いたしました。

貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、施工体制台帳の作成等に係る関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、御参考までに送付いたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の担当部局長に御周知いただきますようお願いいたします。